

在宅医療ごみ

在宅医療廃棄物適正処理ガイドライン(平成20年2月)、在宅医療廃棄物の処理に関する取組促進のための手引き(平成20年3月)を参考に鎌倉市医師会などから助言をいただき作成しました。

医療機関などに返却するもの



注射針



注射器



チューブ類
ついた針



医療機関などに返却する

市で収集することができません。針が突き抜けないふた付きの空きビンなどに入れて、医療機関に返却してください。



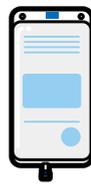
「燃やすごみ」としてクリーンステーションに出すもの



点滴バッグ



畜尿バッグ
※汚物はトイレに流す



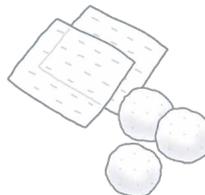
CAPD用排液バッグ
※中身はトイレに流す



ストーマ装具
※汚物はトイレに流す



ライン類・カテーテル類
※針がついていないもの



ガーゼ・脱脂綿類



有料袋(指定収集袋)に入れて出す



※カテーテルはバッグから抜かずに一緒に「燃やすごみ」へ
※プラマークがついていても、衛生的に処理するため、「燃やすごみ」として出してください

カン・ビン類の分類



飲み薬用

【飲食用カン・ビン】
(P24参照)



飲み薬以外

【燃えないごみ】
(P17参照)



スプレー式のもの

【危険・有害ごみ】
(P30参照)



コンテナに出す
※金属製・プラスチック製のふたは分別してください



有料袋(指定収集袋)に入れて出す



透明・半透明の袋に入れて出す

市で収集できないもの①

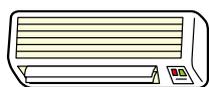
家電リサイクル法の対象品目

エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機は、家電リサイクル法に基づきメーカーなどがリサイクルを行うため、市では収集できません。

なお、処分には「リサイクル料金」がかかります。リサイクル料金はメーカーによって異なりますので、家電リサイクル券センターのホームページをご確認ください。



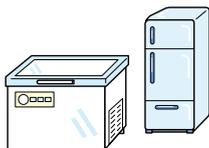
問 家電リサイクル券センター 0120-319640



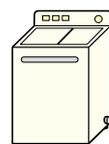
エアコン
(室外機含む)



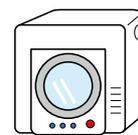
テレビ



冷蔵庫・冷凍庫



洗濯機



衣類乾燥機



販売店(製品を購入した店や新しい製品に買い替える店)に引き取りを依頼する



市内の家電リサイクル券対応業者に収集運搬を依頼する

市の「一般廃棄物収集運搬業許可業者」のうち、家電リサイクル券対応業者に収集運搬を依頼してください。「リサイクル料金」のほか、「収集運搬料金」がかかります。

※収集運搬料金は業者によって異なります

家電リサイクル券対応業者	住所	電話番号
鎌倉廃棄物資源協同組合	鎌倉市雪ノ下1-14-14-202	0467-61-2355
株式会社神中運輸 ※持ち込みのみ可	鎌倉市大町4-1-35	0120-37-1819
有限会社長南商店	鎌倉市大町5-2-8	0120-75-2172
株式会社テクノ・トランス	鎌倉市手広6-2-5	0120-94-0467



自分でメーカー指定引取場所に搬入する

事前に郵便局やゆうちょ銀行で「家電リサイクル券」を購入し、メーカー指定引取場所に電話連絡のうえ、自身で搬入してください。「リサイクル料金」のほか、「家電リサイクル券の振込手数料」がかかります。

なお、家電リサイクル券を購入する際は、処分する家電の「メーカー名」、テレビは「画面サイズ」、冷蔵庫・冷凍庫は「内容積」を確認したメモをご持参ください。

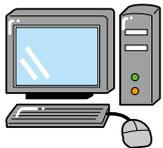
メーカー指定引取場所	電話番号
株式会社サトウ 家電リサイクル部門(茅ヶ崎市)	0467-84-6785
西濃運輸株式会社 茅ヶ崎指定引取場所(茅ヶ崎市)	0467-87-1305

市で収集できないもの②

パソコン機器

パソコン機器は、資源有効利用促進法に基づきメーカーなどがリサイクルを行うため、市では収集できません。

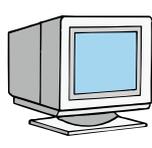
なお、購入時の標準装備以外の、プリンター・外付けハードディスク・スキャナーなどの周辺機器は、「燃えないごみ」(50cm以上のものは「粗大ごみ」)として出すことができます。



デスクトップ
パソコン



ノートブック
パソコン



CRTディスプレイ



CRTディスプレイ
一体型パソコン



液晶ディスプレイ



液晶ディスプレイ
一体型パソコン



パソコンメーカーなどに回収を依頼する

処分する機器のメーカーに回収を依頼してください。「PC リサイクルマーク」がある場合の回収料金は無料ですが、ない場合は回収再資源化料金が必要です。

なお、回収するメーカーがない場合は、パソコン3R推進協会に有料で回収を依頼してください。

問 一般社団法人パソコン3R推進協会 03-5282-7685



リサイクル



リネットジャパンリサイクル株式会社に回収を依頼する

市では、令和2年(2020年)7月に、環境省・経済産業省の認定業者であるリネットジャパンリサイクル株式会社と、使用済みパソコンなどを適正に資源化するため、宅配便を利用した小型家電リサイクルにかかる協定を締結しました。

パソコン本体が含まれている場合、1箱分(縦+横+高さの合計140cm以内、重さ20kgまで)の回収料金が無料です。プリンター・スキャナーなどの周辺機器もまとめて回収することができます。

詳細はリネットジャパンリサイクル株式会社のホームページをご確認ください。



スプリング入りマットレス・スプリング入りソファベッド

スプリング入りマットレスやスプリング入りソファベッドは、適正処理困難物であるため、市では収集できません。購入した店に処分を依頼してください。

購入した店での処分が困難な場合は、処分業者をごみ減量対策課に問い合わせ、有料で処分してください。

市で収集できないもの③

小型充電式電池・ボタン電池

小型充電式電池（ニカド電池・ニッケル水素電池・リチウムイオン電池）やボタン電池（LR・SR・PR）は、市では収集できません。



小型充電式電池



Ni-Cd
ニカド電池



Ni-MH
ニッケル水素電池



Li-ion
リチウムイオン電池

このマークが目印です



ボタン電池



処分方法

販売店などに設置されている回収ボックスに入れる

電池切れになるまで使用し、セロハンテープなどで絶縁のうえ、販売店などに設置されている回収ボックスに入れて処分してください。

なお、リサイクルマークがないものなどは、回収ボックスに入れることができません。収集運搬業者をごみ減量対策課に問い合わせ、有料で処分してください。

回収ボックス設置店	住所・電話番号
イトーヨーカ堂 大船店	鎌倉市大船6-1-1 0467-47-5211
コーナン 鎌倉大船店	鎌倉市岡本1188-1 0467-42-8301



小型充電式電池



ボタン電池

※その他、家電量販店などでも設置されています

参考 一般社団法人JBRC (03-6403-5673)、一般社団法人電池工業会 (0120-266-205)

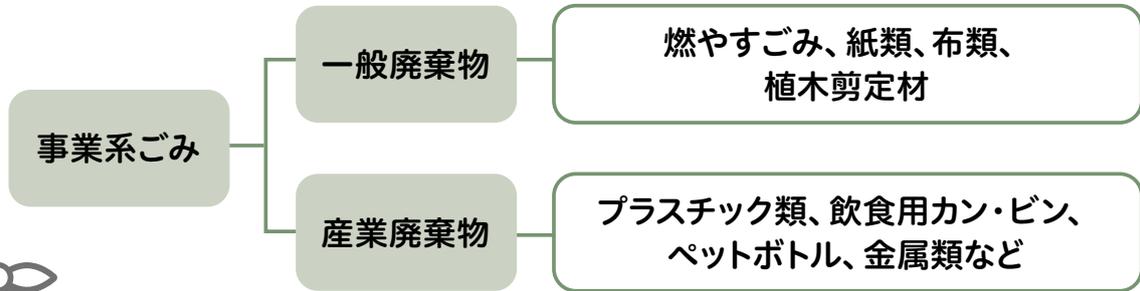
その他

販売店や専門業者に処分を依頼してください。処分業者が不明の場合は、ごみ減量対策課に問い合わせ、有料で処分してください。

区分	品目
有毒性物質を含むもの	農薬・化学薬品(容器を含む)、エンジンオイル、バッテリー液、石油、灯油類等、タイヤ
著しく悪臭を発生するもの	汚物
危険性のあるもの	消火器・スプレー式消火器(中身が入っているもの)、プロパンガスボンベ
感染性を有するもの	在宅医療ごみのうち鋭利なもの
容積または重量が著しく大きいもの	自動車、バイク・オートバイ、タイヤホイール、電動三輪車・四輪車、船、ピアノ、農機具(脱穀機など)、温水器(電動・ソーラー式)、耐火金庫、風呂桶(木製を除く)、業務用形態の冷蔵・冷凍庫、石油タンク(90ℓ以上)、ドラム缶(200ℓ以上)
土石類	コンクリート、土、砂、石、レンガ、ブロック、瓦など
その他	ボウリングのボール、サーフボード類(サーフィン、ウィンドサーフィン、ボディボード)

事業系ごみ

事業系ごみとは、事業活動に伴って生じた廃棄物のことで、「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分けられます。また、事業活動とは、法人・個人を問わない事業活動全般のことで、営利を目的とする活動だけではなく、公共サービスなども含まれます。



事業系ごみをクリーンステーションに出すことはできません

ごみの種類		処分方法	処理施設など
一般廃棄物	燃やすごみ	①一般廃棄物収集運搬業許可業者と契約する 問 ごみ減量対策課 笛田分室 0467-84-8706	環境センター 0467-44-5344
	紙類		古紙再生施設(民間)
	布類		
	植木剪定材		②自社で処理施設などに持ち込む
産業廃棄物	プラスチック類	①産業廃棄物収集運搬許可業者と契約する 問 神奈川県産業資源循環協会 045-681-2989	産業廃棄物処理施設など(民間)
	飲食用カン・ビン、ペットボトル		
	金属類		
	その他		

ごみを減らして経費削減!もったいないから始めましょう

もつと水切り

生ごみの80%は水分です

水切りすれば、ごみの量と重さが減ります。ごみ出しが楽になるだけでなく、費用も安くなります。



たいせつな分別

分別は経費削減になるの?

ごみを産業廃棄物、一般廃棄物、資源物にきちんと分別することで処理費用を安くできることもあります。



なんども使える

使い捨てではなく、何度も使える製品を使いましょう

使い捨てプラスチックを減らす

- 「レジ袋が必要な方はお申し出ください」と声かけを。
- 使い捨てプラスチック容器の使用を減らす。



いるものだけ

食品ロスを減らしましょう

令和元年(2019年)10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行されました。食品ロスを減らすための工夫をしませんか?

- ① 小盛りメニューで食べ残しゼロ
お客様が食べきれぬ分量を選ぶようにしてみましょう。



ごみゼロで経費削減

- ② 在庫調整で廃棄ゼロ
発注や生産過剰な在庫の確認をしましょう。



紙類の拠点回収箱

紙類のうち、ボール紙・クラフト紙、新聞紙、雑誌・古本、段ボールを、地区の収集日以外にも出すことができる拠点回収箱を市内に7か所設置しています。



設置場所	利用時間
鎌倉市役所 本庁舎(鎌倉市御成町18-10)	6:00 ~ 21:00
大船消防署 今泉出張所(鎌倉市今泉2-4-25)	
腰越行政センター(鎌倉市腰越864)	8:00 ~ 21:00 (毎月最終月曜日は17:00まで)
深沢行政センター(鎌倉市常盤111-3)	
大船行政センター(鎌倉市大船2-1-26)	
玉縄行政センター(鎌倉市岡本2-16-3)	
鎌倉青少年会館(鎌倉市二階堂912-1)	9:00 ~ 17:00 (毎月最終月曜日は除く)

※年末年始は利用時間などが変更になる場合があります

植木剪定材受入事業場

植木剪定材を、有料で持込むことができます。長さ1.5メートル、太さ60センチ以内にしたうえで、直接持込んでください。事前の予約は不要です。

※事業者が剪定したものは、必ず事業者に取り取りを依頼してください

住所・電話番号	受付時間(祝日含む)	処理手数料(現金払いのみ)
鎌倉市関谷1493-2 0467-45-0526	月~金 8:30 ~ 11:30 13:00 ~ 16:30	100kg以下は1回につき100円 100kgを超える部分は10kgにつき40円を加算 例)120kg...180円
	土 8:30 ~ 11:30	

※年末年始は受付時間などが変更になる場合があります

植木剪定材から作られた土壌改良材(チップ)を配布しています

市民の方を対象に、植木剪定材をリサイクルしてできた土壌改良材(チップ)を配布しています。一度に持ち帰ることができるのは、車両(自転車・バイク含む)1台につき45ℓ相当の袋で3袋までです。

使用時は、3~4倍の土と混ぜたうえで、作物に応じた肥料を適量補充してください。

配布場所	配布時間
植木剪定材受入事業場 (鎌倉市関谷1493-2)	月~金(祝日を含む) 8:30 ~ 11:30 13:00 ~ 16:30
	土(祝日を含む) 8:30 ~ 11:30
鎌倉市役所本庁舎(鎌倉市御成町18-10)	月~金(祝日を除く) 8:30 ~ 17:00
笛田リサイクルセンター(鎌倉市笛田1-11-34)	
腰越行政センター(鎌倉市腰越864)	
大船市民農園(鎌倉市大船1969)	

※年末年始は配布時間などが変更になる場合があります

お知らせ①

生ごみ処理機購入費助成制度

問 ごみ減量対策課 ごみ減量対策担当

市では、各家庭での生ごみの減量化・資源化を推進するため、生ごみ処理機の購入費の一部（上限3万円）を助成しています。ご不明な点がある場合は、必ず購入前にごみ減量対策課にお問い合わせください。

■ 対象者

次の1から5のすべてに該当する方が対象です。

1. 購入時と申請時において、鎌倉市に住民登録されている方
2. 購入した生ごみ処理機を、自宅で使用する方(家庭に限る。事務所・店舗などは対象外)
3. 5年以内に助成を受けていない人(世帯単位)
4. 鎌倉市の市税を滞納していない方
5. 暴力団員等でない方

■ 生ごみ処理機の種類と助成額

電動型 (1世帯あたり1台まで)

● 屋内：乾燥型

生ごみを熱風で乾燥処理し、約1/7に減らします。



● 屋外：バイオ型

微生物の力で生ごみを水と二酸化炭素に分解します。定期的にバイオ材の補充が必要です。



非電動型 (1世帯あたり2台まで)

● 屋内：バケツ型

生ごみに発酵資材をかけて、バケツ内で発酵・堆肥化します。



● 屋外：軒先設置型、コンポスト型、消滅型

土の中の微生物の力で生ごみを堆肥化または消滅させます。堆肥化の場合は2週間前後で発酵・堆肥化します。



■ 申請方法

購入から6か月以内（インターネット通信販売の場合は領収書に記載の注文日）に、申請書と領収書の原本（レシート・請求書は不可）をごみ減量対策課（市役所本庁舎1階27番）または各支所の窓口へ提出してください（郵送可）。

申請書は、ごみ減量対策課または各支所の窓口で受け取ることができるほか、市ホームページでも入手できます。

領収書は、「申請者の氏名」・「購入金額」・「商品名（メーカー名・型番含む）」・「販売店名」・「販売店印」の記載などが必要です。



お知らせ②

「燃やすごみ」の戸別収集について

問 ごみ減量対策課 戸別収集担当

令和7年4月から七里ガ浜・鎌倉山・笛田・山ノ内・今泉・今泉台・岩瀬・大町五丁目自治会エリア・松葉町内会エリア（材木座）を、令和8年4月から全市を対象に戸別収集に移行します。（戸建て住宅の方は道路に面した敷地内にお出してください。集合住宅の方で、居住者専用のクリーンステーションがある場合は、排出場所に変更はありません。居住者専用のクリーンステーションが無い場合は、敷地内に新設される戸別収集品目専用集積所にお出してください。）



詳細はこちら

雨・風・雪の日の収集について

問 環境センター

雨、風、雪の日でも収集します（布類を除く）。ただし、洪水や大雪などで収集車が通行不能になった場合、資源物とごみの収集を中止させていただくことがあります。

※布類は濡れると資源化できないため、雨や雪の日は出さないでください

声かけふれあい収集について

問 環境センター

自分で資源物やごみをクリーンステーションまで運び出すことが困難な高齢者や障害者の世帯を対象に、週に一度、市の職員が戸別に声をかけて安否の確認をしながら、収集を行う制度です。

利用には、事前の申請および市による審査が必要です。

■ 対象者

高齢者・障害者のみの世帯で、次の1から5のいずれかに該当し、ボランティアや近隣の方などの協力による資源物やごみの排出が困難な世帯が対象です。

- 1.介護保険の居宅サービスを日常的に利用している高齢者のみで構成されている世帯
- 2.身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている障害者のみで構成されている世帯
- 3.精神障害者保健福祉手帳1級または2級の交付を受けており、居宅介護を日常的に利用している障害者のみで構成されている世帯
- 4.1から3までに規定する高齢者および障害者で構成されている世帯
- 5.1から4までに規定する世帯と同等の状態にあると市長が認めた世帯

■ 注意事項

- 資源物とごみの分別は、クリーンステーションに出す場合と同じです。
品目ごとにそれぞれ分別のうえ、有料袋(指定収集袋)や透明・半透明の袋(45ℓ相当まで)などに入れてください。
- ふれあい収集を利用すると、地域のクリーンステーションは利用できなくなります。
- 粗大ごみは、声かけふれあい収集の対象外です。ウェブまたは電話で収集を依頼し、予約時に指定した敷地内の屋外に排出してください(P31参照)。

お知らせ③

動物の死骸について

■ 路上などに動物の死骸がある場合

路上などに、飼い主の分からない動物やタヌキ・リス・カラスなどの野生動物が死んでいた場合、無料で引き取ります。発見した場所などを確認し、ご連絡ください。

なお、海岸で発見した場合は、公益財団法人かながわ海岸美化財団（0467-87-5379）にご連絡ください。

【連絡先】

●月曜日から金曜日（祝日含む）の8：15～17：00
環境センターにご連絡ください。

●土日、年末年始
市ホームページをご確認ください。



■ ペットの場合

家庭で飼われていた小動物は、大きさに関わらず、1体1,000円で引き取ります。環境センターにご連絡ください。なお、遺骨は返却できません。あらかじめご了承ください。

不法投棄について

廃棄物の不法投棄は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反し、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金またはその併科、法人に対しては3億円以下の罰金が科せられることがあります。

また、私有地や私道上に不法投棄された場合、所有者または管理者が不法投棄物を処分する必要があります。不法投棄されないよう、定期的な確認を兼ねた草刈りを行ったり、フェンスや囲いを設置し容易に侵入できないようにするなど、対策してください。

不法投棄を見かけた場合は、最寄りの警察署（鎌倉警察署 0467-23-0110、大船警察署 0467-46-0110）に通報してください。

なお、クリーンステーションへの不法投棄については、環境センターに、それ以外の不法投棄に関するご相談については、環境保全課（0467-61-3444）に、ご連絡ください。



無許可の廃品回収業者にご注意ください

家庭から出る一般廃棄物の収集・運搬は、鎌倉市長から許可を受けた「鎌倉市一般廃棄物収集運搬業許可業者」しかできません。

「家庭で不用になった家電製品や粗大ごみを回収します」とトラックでアナウンスしている、無許可の廃品回収業者に収集・運搬を依頼すると、廃棄物が適正に処理されないだけでなく、不法投棄の原因になる可能性があります。また、高額な請求をされる事例が全国的に発生しています。

収集日以外に資源物やごみを排出したい場合などは、ごみ減量対策課に「鎌倉市一般廃棄物収集運搬業許可業者」をお問い合わせください（P5参照）。

なお、無許可の廃品回収業者とトラブルになった場合は、鎌倉市消費生活センター（0467-24-0077）にご連絡ください。